

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針

平成四年十月十三日

国土庁、農林水産省、通商産業省、郵政省、建設省、自治省告示第一号

改正

平成一二年三月三十一日国土庁、農林水産省、通商産業省、郵政省、建設省、自治省告示第一号

平成一四年八月一日総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第三条第一項の規定に基づき、地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同法第三条第四項の規定に基づき公表する。

一 地方拠点都市地域に係る地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号。以下「法」という。)第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な事項

1 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の意義及び理念

人口移動の状況を見ると、地方においては、一時、転入超過となったものの、近年、再び転出超過となっている一方、東京圏については、再び転入超過となっている。

こうした中で、地方においても、多様な高次の都市機能の集積を有する都市は、若年層を中心に人口を引き付けていることにかんがみ、国民が豊かさゆとりを実感できる生活大国を実現するためのフロンティアとしての地方の可能性を生かし、若者にとっても魅力ある「職・住・遊・学」の備わった新しい総合的な生活空間を創造することが重要である。

また、東京一極集中の主要因の一つとなっていた業務機能とそれに伴う業務人口の過度集中について、業務機能の地方分散等を進め、業務機能の全国的な適正配置を促進することが必要である。

このような状況を踏まえ、引き続き、地方の自主性と創意工夫を生かして、地方の自立的成長を牽引し、地方定住の核となるような地方拠点都市地域の一体的な整備を促進するとともに、産業業務施設の再配置を促進し、併せて、他の地域振興法との連携を図りつつ、周辺地域の振興を促すことにより、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資するものとする。

2 地方拠点都市地域の性格及び機能

地方拠点都市地域は、次のような性格及び機能を有するものとして整備を推進するものとする。

(1) 魅力ある就業機会、都市的なにぎわいを始めとする多様な都市機能の集積、良好な居住環境を有すること等により、地方の自立的成長を牽引し、地方定住の核となる地域であり、かつ、そ

の育成・整備が、国土の均衡ある発展に資するものであること。

(2) 具体的には、中心市街地等において商業・業務、医療・福祉、教育・文化等に関する多様な都市機能が集積し、広域的に高次のサービスを提供する核となるとともに、活気とにぎわいに満ちた空間が形成されるものであり、多様な人々と各種情報、異業種の交流する拠点として、新しい産業と文化が創造されるものであること。

こうした中心部等における都市機能の充実と併せて、生活の豊かさを実感できるような良質の住宅と高い水準の公共サービスが提供されるなど地方拠点都市地域に定住する人々にとってゆとりとるおいのある居住環境が確保された新しい生活空間の創造を可能とするものであること。

(3) 地方拠点都市地域の整備と併せて、広域の見地から、周辺地域の交通・電気通信ネットワークの整備を行うことにより、相当程度広範囲の地域が適切な機能分担と相互連携の下に成長し、都道府県内における均衡ある発展が図られるものであること。

3 地方拠点都市地域の整備の進め方

地方拠点都市地域の整備は、同意基本計画に基づき、地方の自助努力を基本として行われ、国等はその達成に向けて支援していくものである。基本計画の作成又は変更及びその実施に当たっては、長期的展望に立ちつつも整備効果を早期に発揮させることに重点を置き、おおむね十年間程度を目標として、次の事項に留意しつつ、公共投資の重点的实施を含め、地方拠点都市地域の計画的かつ一体的な整備の推進に努めるものとする。

(1) 地域固有の文化、伝統、歴史等地域の特性を踏まえて、地域の創意工夫を最大限に生かしつつ、個性的で魅力あふれる地域づくりに努めるとともに、適正かつ合理的な土地利用と関係市町村における役割・機能の適切な分担・連携を図ること。

(2) 地方の自立的成長を牽引し、地方定住の核となる地域にふさわしい、魅力ある就業機会の確保と高次の都市機能の導入・集積を図りつつ、良好な居住環境を有する新しい生活空間の形成を図るため、基本計画に、拠点地区、重点的に整備すべき公共施設、住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備に関する事項等を定め、その積極的かつ円滑な整備の推進に努めるものとし、国等はその達成に向けて特に支援すべき事業の重点的かつ集中的な支援に努めるものであること。

(3) 都市機能の増進に当たっては、商業・業務機能等の充実のみならず、高齢化、情報化、国際化等の新しい時代の流れに対応して医療・福祉、情報・通信、教育・文化等に係る機能の集積を図り、これら広範な分野における高次のサービスが享受できるよう努めるものであること。

(4) 居住環境の向上に当たっては、都市機能の集積との関連を図りつつ地方の特色を生かした良質な住宅及び住宅地の供給を積極的に推進すること。また、地方拠点都市地域において都市、農山漁村を通じた一体的な整備の促進により、地域内の均衡ある発展に配慮すること。

(5) 地方拠点都市地域の発展には、基盤施設等の充実と併せて、地域の運営の担い手となる人材の育成、地域間交流、教養文化活動等の活動の活性化が必要であり、これら地方拠点都市地域の振興に寄与する活動の促進を図るものであること。

(6) 以上のような地方拠点都市地域の整備の効果がより広範囲に及び、かつ、これにより地方

拠点都市地域における高次の都市機能の集積等が一層促進されるよう、広域的な交通・電気通信ネットワークの整備も併せて推進することにより、各地方拠点都市地域間を含む広範囲の地域相互の連携・交流を高め、多極分散型国土の形成が進むよう努めるものであること。

なお、基本計画の作成に当たっては、公共施設の整備について、国又は都道府県の定める広域的根幹施設に係る計画との調和が保たれたものとする。

(7) 基本計画は、地方拠点都市地域を区域とするすべての市町村が共同で、又は関係市町村により組織される地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に規定する協議会、一部事務組合若しくは広域連合が作成するものであり、その作成に当たっては、住民の意向を的確に反映するよう十分配慮すること。

(8) 基本計画を変更する場合にあっては、変更前の基本計画作成時以降の整備効果の発現状況をはじめとする地方拠点都市地域に関する諸事情の変化等に十分対応するものとする。

4 産業業務施設の再配置の進め方

産業業務施設の全国的な再配置を促進するためには、地方における産業業務施設の新・増設による業務拠点の形成と産業業務施設の地方への移転を促進することが必要である。地方における業務拠点としての法第六条第三項の拠点地区(以下「業務拠点地区」という。)の整備及び過度集積地域たる東京二十三区から業務拠点地区への産業業務施設の移転に際しては、東京一極集中の是正と地域活性化の目的を真に達成し得るよう、次の諸点に十分留意して進める必要がある。

(1) 業務機能の過度集中を是正する目的が確実に達成されるよう、移転は従業員の移転を伴う実質的な移転であるとともに、跡地は再び産業業務施設の用に供されることのないよう公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に供されること。

(2) 業務拠点地区の整備に当たっては、その内外におけるアメニティ施設の整備や余裕ある事務所スペースの確保等に努め、快適でゆとりのある就業・生活環境の形成を図るとともに、地方における事務所立地の不利を克服するよう高次の産業業務支援機能の確保・整備に努めること。

二 地方拠点都市地域の指定に関する事項

都道府県知事は、都道府県内における均衡ある発展に配慮しつつ、次の諸点を総合的に判断し、地方の発展の拠点となる潜在力を有する地域を地方拠点都市地域として指定すること。

1 地方拠点都市地域の要件

「地方拠点都市地域」は、法第二条第一項の要件に該当する地域について、次の点に留意して指定するものであること。

(1) 人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であること。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十六号。以下「令」という。)第一条に規定する地域が含まれないこと。

(2) 地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域であること。

都道府県内において地方の自立的成長を牽引し、地方定住の核としてふさわしい相当規模の人口を有し、かつ就業構造等を勘案して、行政、経済、文化等の機能が集積し、又は集積することが見込まれる等広域的な経済社会生活圏の中心となる地方都市を含み、その周辺の地域の市町村と併せて複数の市町村で構成される地域であること。複数の中心都市を有する場合は、中心都市間の一体性が認められるものであること。この場合、中心都市が異なる都道府県に存在することを妨げるものではないこと。

(3) 自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を行うことが相当と認められる地域であること。

自然的経済的社会的条件からみて地方拠点都市地域の整備が一体として効率的に行われることが適当であると認められる接続した地域であって、市町村を単位として設定されるものであること。

また、地方拠点都市地域の広がりには、通勤圏、商圈、日常の生活圏、文化圏、公共サービス圏等地域の実情を踏まえつつ、中心都市とその周辺の地域の機能が相互に密接に関連していると認められる範囲内のものであること。

なお、地域の広がりや、複数の都道府県にまたがることを妨げるものではないこと。また、海域で隔てられている離島等については、他の地域と一体性を有していると認められる場合は、接続しているものとみなすことができるものであること。

(4) その地域の整備を図ることが、公共施設等の整備の状況、人口及び産業の将来の見通し等からみて、地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域であること。

国土保全基盤・生活基盤等が整備され、又は整備が見込まれる地域について、高速交通・通信体系を形成する施設、拠点となる中核的施設等の整備の状況若しくはその見込み又は当該地域の実情を勘案して相応の広域の見地からの公共施設等の整備の状況若しくはその見込みを総合的に勘案して、地方発展の拠点としての形成がなされると認められる地域であること。

また、当該地域の人口及び産業の動向等を勘案して、就業機会の確保等による人口の定住促進、産業の発展が見込まれる地域であること。

さらに、地方拠点都市地域の整備に係る事業の重点的かつ円滑な実施等に必要な関係地方公共団体の内部及び関係地方公共団体間の調整・連絡体制が整備され、又は整備が見込まれる地域であること。

2 指定に関する留意事項

地方拠点都市地域は、地方の自立的成長を牽引するための拠点となるべき地域であることから、法による整備効果、1の要件等を総合的に勘案し、地方における拠点形成の意義の高いものから指定するものであること。

その数は、都道府県の人口、面積等に応じ、原則として一都道府県当たり一箇所又は二箇所を限度とするものであること。

なお、指定した地方拠点都市地域の区域内の市町村と当該地域の区域外の市町村を含む市町

村の合併が行われた場合においては、1の要件に留意して地方拠点都市地域を変更するものとする。

三 拠点地区の設定及び法第二条第二項の事業に関する事項

1 拠点地区の性格及び機能

拠点地区は、地方拠点都市地域のうち、土地の利用状況、周辺の公共施設の整備の状況等からみて、広域の見地から、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区で、次のような性格及び機能を有するものであること。

- (1) 商業・業務機能、医療・福祉機能、教育・文化機能等地域の特色を生かした高次の都市機能の集積に係る事業や地方定住の核となるべき質の高い居住環境の整備に係る事業が総合的かつ計画的に実施されることにより、地方拠点都市地域の育成・整備の拠点となるものであること。
- (2) 秩序ある土地利用や良好な景観形成に対する適切な配慮がなされ、環境との調和が十分図られるものであること。
- (3) 業務拠点地区は、住民に魅力ある就業機会を提供するものとして、地方拠点都市地域における業務機能を中心とした高次の都市機能の集積の拠点であるとともに、産業業務施設の全国的な適正配置のための地方の受け皿となるべき拠点であること。
- (4) 複数の拠点地区が設定される場合には、それらの有機的な連携を図ることにより、地方拠点都市地域の一体的な整備が図られるものであること。

2 拠点地区の立地及び規模

拠点地区は、原則として、市町村の区域内の町界、字界等の単位で設定されるものであり、次の要件を満たすものであること。

- (1) 集積しようとする都市機能又は整備しようとする居住環境に照らして、地方拠点都市地域として一体的な整備を進める上で諸機能の適正な配置を実現するよう設定されるものであること。
- (2) 地形等の自然状況、土地の利用状況、事業のために確保できる用地の存在、道路、公園、下水道、河川等の公共施設の整備状況、既存の施設の集積の状況等を総合的に勘案して、広域の見地から、拠点地区として重点的に整備されることが適当であると認められる地域であること。
- (3) 他の拠点地区や地方拠点都市地域内の主要な地域及び幹線道路、鉄道等交通施設への交通アクセスが現在整備されているか、又はその整備が見込まれていることにより、当該拠点地区の整備と地方拠点都市地域の整備とが有機的な連携をもって一体的に行われると認められること。
- (4) 原則としておおむね数ヘクタールから百ヘクタール程度の接続した地域であること。
- (5) 拠点地区の数は、地域の実情に応じ、重点的な投資の見込み等にも配慮しつつ設定されるものであること。
- (6) 業務拠点地区の立地及び規模
 - 1) 業務拠点地区を設定する場合においては、中心都市又はその近傍で、高速交通体系・幹線交通体系を形成する施設へのアクセスの状況又はその見込み、相当数の産業業務施設従事者

及び事業所の存在、産業業務施設の業務を支援する施設の存在又はその見込み、用地等の確保の容易性等を勘案して設定されるものであること。

2) 業務拠点地区の規模は、原則としておおむね五ヘクタールから百ヘクタール程度の連続した地域であって、箇所数は、中心都市又はその近傍に一箇所を原則とする。

3 拠点地区において重点的に実施される事業に関する事項拠点地区の整備に当たっては、以下の点に留意しつつ、他の拠点地区や地方拠点都市地域内の他の地域との機能分担・相互連携の方向等も含め拠点地区の整備の方針と重点的に実施される事業の概要を基本計画において明らかにすること。

(1) 都市機能の集積に当たっては、広域的に享受できる商業・業務、医療・福祉、教育・文化等の高次の都市機能の集積の促進を図るとともに、これら都市機能へのアクセスを容易にし、また、その集積の促進に資する交通基盤、高度かつ多様な情報・通信サービスを提供する施設等の情報・通信基盤の整備に努めること。

(2) 居住環境の整備に当たっては、職住が近接した総合的な居住環境の計画的な整備に配慮しつつ、人口の定着を促進するものとして地域の特性に応じた質の高い住宅及び住宅地の供給を図るものとする。

また、良好な地域社会の形成を図るため、交流と憩いの場を創出するなど住民の利用に供する施設等の整備に努めること。

(3) 道路、公園、下水道、河川等の公共施設の整備は、拠点地区において都市機能を集積し、又は居住環境の整備を図る上で必要不可欠であることから、拠点地区ごとに、その重点的な実施を図ること。

(4) 業務拠点地区を設定し、産業業務施設の集積を図る場合には、良好な市街地の整備が重要であることにかんがみ、公団、地方公共団体等による面的整備事業の積極的な実施に努めること。この場合、必要な調査等を踏まえ、産業業務施設の集積のための人材育成・確保、情報提供、企業誘致等の事業を行うとともに、用地の確保、中核的な施設の整備・活用、集積の目標等基本的な方向を明らかにし、産業業務施設の集積の実現に十分配慮すること。

(5) なお、拠点地区において実施される事業により整備される住宅及び住宅地、産業業務施設(業務拠点地区において整備されるものに限る。)並びに法第六条第四項の教養文化施設等については、これら施設のおおむねの位置、種類等の概要を明らかにすること。

四 産業業務施設の移転の促進に関する事項

令第十一条で定める過度集積地域において産業業務施設を設置している者が当該産業業務施設を業務拠点地区へ移転しようとする者が、当該移転に関する法第三十三条に規定する移転計画につき主務大臣から適当である旨の認定を受けようとする場合においては、以下の諸点に留意して移転計画を作成するものとする。

1 産業業務施設の移転の内容に関する事項

移転計画の対象となる「移転」とは過度集積地域内にある産業業務施設(以下「旧産業業務施設」

という。)の全部又は一部の廃止と業務拠点地区に設置する産業業務施設(以下「新産業業務施設」という。)の新增設の着手を一定期間内に併せ行うもので、かつ旧産業業務施設から新産業業務施設への相当程度の従業員の移動を伴うものをいう。

2 旧産業業務施設に係る跡地の利用又は処分に関する事項

過度集積地域への一極集中の是正に資するため、旧産業業務施設の跡地が再び産業業務施設の用に供されないようにするとともに、跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるよう十分配慮するものとし、その際、原則として旧産業業務施設の跡地所在地を管轄する地方公共団体の長の意見を聴くことが望ましいこと。

なお、移転に当たっては、跡地について土壌汚染等の公害が発生しないようにするなど環境の保全に配慮するとともに、移転元又は移転先において地価の高騰等が生じないように留意すること。

3 移転に伴う労務に関する事項

産業業務施設の移転に当たっては、転勤について従業員の意思を十分確認すること等により不当な解雇等がないよう留意するとともに、従業員の雇用の安定に努めること。

また、移転による従業員やその家族の負担を軽減するため、移転先での各種手当の給付、住宅等の福利厚生施設の充実等の措置を講じることにより、従業員の移転の円滑化に努めること。

4 移転の実施計画に関する事項

早期かつ確実な移転が実施されるよう、旧産業業務施設に係る事業停止時期ないし跡地処分時期、新産業業務施設に係る土地取得時期ないし事業開始時期等を勘案して移転に係る実施計画を作成し、これに従って、速やかかつ円滑な移転を実施すること。

5 適切な資金計画及びそれに基づく資金調達に関する事項

移転の実施が確実に行われるよう、実施に必要な資金の調達方法及び返済計画等移転に係る資金計画を、資金の使途、調達費用、収支見込み等を勘案して作成し、これに従って、各種の資金調達手段を有効かつ適切に利用して資金調達を行うこと。

6 移転に伴う取引関係の変更に関する事項

産業業務施設の移転に当たっては、移転元にあつては下請企業等関連企業に、移転先にあつては地元企業に、不当な圧迫、混乱、摩擦等を与えることのないよう十分留意すること。

五 環境の保全、地価の安定その他地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に際し配慮すべき事項

1 地域振興に関する計画等との調和

基本計画は、国土総合開発計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、大都市圏整備計画、各地方開発促進計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、道路、河川、住宅、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画及び定住圏、地方生活圏、広域市町村圏等の広域的な経済社会生活圏の整備に関する計画並びに都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法に基づく市町村の基本構想に即したものであること。

2 環境の保全

必要に応じて環境保全上の観点から検討を行うこと等により、生活・産業排水による水質汚濁等の公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、廃棄物の適正な処理等環境の保全に十分配慮すること。

3 地価の安定

土地の有効利用の促進及び土地利用の円滑な転換等により、都市機能の集積や住宅の供給のための良質な土地の供給を進め、地価の安定を図るとともに、都道府県と関係市町村との密接な連携の下に、地価の動向及び土地取引状況の把握に努め、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないように留意すること。

4 適正かつ合理的な土地利用

調和のとれた地方拠点都市地域にふさわしい空間形成を図り、乱開発を防止するため、土地利用関係法令の適切な運用を行うとともに、工場跡地、国公有地等の有効活用、一体的な面的整備の実施等を図ることにより、また、国土利用計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に基づき、適正かつ合理的な土地利用が図られるように配慮するものであること。

特に、市街化調整区域に存する拠点地区内の土地において実施されることが適当と認められる開発行為又は建築行為等に関する事項を基本計画に定めるに当たっては、当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないよう配慮するものとする。

5 国土の保全、災害の防止等

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、建物の堅牢化の促進、河川、道路、公園、緑地及び下水道の整備等都市の防災構造化対策等に努めること。

また、適切な治山、治水対策等の国土の保全、水道供給の確保を始めとする水資源の確保、エネルギー供給の確保と有効利用の促進、交通の安全と円滑の確保及び国民生活のセキュリティの確保について配慮するものであること。

6 電気通信の高度化の促進

地域の特性に応じた電気通信の高度化を促進するための基盤の整備等に努めるとともに、高度かつ多様な電気通信のサービスの普及に配慮することにより、地域の情報受発信能力の向上が図られるよう努めること。

7 農山漁村の整備の促進等に関する配慮

地方拠点都市地域内の農山漁村における生産基盤及び生活環境の整備と農林漁業の振興に配慮すること。

また、農林漁業の土地又は水利用との調整、優良農地の確保等に努めることにより、農林漁業の健全な発展との調和が図られるよう十分配慮すること。

8 地域産業の健全な発展との調和等

中小企業の振興に努めるとともに、情報サービス業や観光業を含めたサービス業、製造業等の発展に努める等地域産業の健全な発展との調和が図られるよう十分配慮すること。

また、地域における雇用の促進に配慮すること。

9 地方拠点都市地域の周辺地域の振興に関する配慮

地方拠点都市地域の整備が周辺地域に適切な波及効果をもたらすよう、広域的な交通・電気通信ネットワークの整備、産業の振興等に配慮するとともに、生活基盤の整備等を行うことにより周辺地域の振興に努めること。

10 推進体制の確保

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を円滑に進めるため、地域住民の意向の確かな反映や移転従業員等の受け入れ環境の整備に努めるとともに、関係地方公共団体等による共同組織の活用並びに関係地方公共団体の内部及び関係地方公共団体間の調整・連絡体制の充実強化に配慮すること。

附 則

(平成一二年三月三十一日国土庁、農林水産省、通商産業省、郵政省、建設省、自治省告示第一号)

この告示は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。